

愛知県食の安全・安心推進協議会平成26年度第2回会議

平成27年3月27日（金）
午後2時から3時30分まで
自治センター 12階 E会議室

1 議題

(1) 会長選出について

五藤委員から、今まで副会長を務めていた小塚委員を会長に推薦する旨、発言があり、他委員も賛同したため、小塚委員を会長に選出する。

(2) 副会長選出

小塚会長から、小林委員を副会長に推薦する旨、発言があり他委員も賛同したため、小林委員を副会長に選出する。

(3) 平成27年度 あいち食の安全・安心推進アクションプランに係る行動計画について 資料2により説明。

【質疑応答】

(委員)

平成26年度の目標と平成27年度の目標が記載されているが、平成26年度の実績はわからないのか。

⇒事務局

平成26年度の実績については、次年度の第1回協議会において、議題としている。なお、平成27年度の目標については、平成26年度の途中の経過から判断している。

(委員)

年度が終わっていないため、実績が出ないことは承知している。ただ、次年度の目標が実績と乖離していると計画自体が粗造となってしまうため、質問した。

(委員)

アクション18の事業内容「愛知を食べる学校給食の日」の実施において、平成26年度と平成27年度で変更されていないが、回数を増やすことを検討していないか。

⇒健康学習課

「愛知を食べる学校給食の日」について、現在は、6月と秋（10月、11月）の食材が出回る時期及び1月の3回を実施している。当初は、6月のみ行っていたものを増やし、年3回にした。

6月は食育月間で、秋は食材が豊富である、1月は学校給食週間ということであり、何かのきっかけに併せて行っている。今後、他の時期に何かきっかけがあれば増やしていきたい。

(委員)

食品表示法の説明会を3回実施することだが、決まっているのであれば実施会場や対象者について教えてもらいたい。

⇒食育推進課

食品表示法の説明会は、名古屋、西三河と東三河で考えている。農林水産部ということで、対象は、農林業者やその団体等を中心に健康福祉部と連携しながら説明会を開催していく。

時期については、食品表示法の全体が出揃ったばかりなので、これから中身を精査し、内容が固まり次第、説明してく予定である。

また、それを基にパンフレットの作成を予定している。それにより、消費者にも提供していきたい。

(委員)

アクション19「消費者に対する食の安全に関する知識普及」の「SNSによる食の安全・安心情報の発信」を大変期待している。コープ愛知には若い組合員がおり、食フェスタを開催するときに、「添加物」、「農薬」や「遺伝子組換え」よりも、そもそも「赤ちゃんには何をたべさせたら良いのか、わからない。」といった質問がでる。ハチミツについては食べさせてはいけないと記載されているが、「生卵はいつくらいから食べさせれば良いか。」や「煮物にお酒を使っているのか。」といった、これまでならば親から教えてもらいながら調理できてきたことについては分からない。現在ではいろいろな手段で調べることができるが、膨大な情報の中から正確な情報を求めており、県が行う食の安全・安心情報を発信することで、正確な情報を得られる。このため、できるだけ早急に利用できるようにしてほしい。

⇒生活衛生課

県としても、タイムリーな情報を適宜伝えていきたいと考えているので、中身についても要望があれば伝えてもらいたい。

(委員)

愛知県食品衛生協会は食品業者等の会員で構成している。昨今の報道機関、消費者の食に対する観念・気持ち非常に厳しい。食中毒はもちろんのこと、異物混入について非常に神経を尖らせている。残念なことに、今月あま市においてノロウイルスによる食中毒が発生し、患者が10日現在で89人、24日には460数名に上る。このような事業者において、愛知県食品衛生協に所属していると、賠償保険により救うことができる。食中毒が発生した場合の消費者への賠償、異物混入においても消費者は事業者には色々な大きなことを請求してくる。こういう業界に入らない事業者は、保険にも加入していない率が高い。保険に加入していない事業者

を救うだけでなく、消費者を救うためにも、保険に入ってもらおう方策を検討いただきたい。

⇒生活衛生課

食品事業者への監視は、保健所が行っており、それを統括するのが生活衛生課である。委員が言われることも分かるが、保険に加入することで消費者が救われることは分かるが、保険に入るのは任意であり、行政として公に保険に加入することを依頼することはできかねる。保険があることは紹介するが、委員の発言内容は意見として伺う。

(委員)

食の安全・安心県民セミナーに今まで参加したことがあったが、今後の食の安全・安心教室とはどういったものか。

⇒生活衛生課

検討段階であるが、県民セミナーは県民を対象にしていたが、食の安全・安心教室は栄養士や食育推進ボランティアを検討している。対象にした方から、その周りに情報を発信してもらえそうな方を対象に、セミナーと同様な内容を勉強していただき、周りに広げてもらうよう検討している。

(委員)

あいち暮らしっくについて、活字のみの発行だけか。点字や音声の発行はないか。

⇒県民生活課

あいち暮らしっくは、年間6回発行し、高齢者特集号は紙発行して、高齢者宅や講習会で配布している。音声データ等は今のところ行っていない。県民相談窓口等については音声データで紹介できるようになっている。

(委員)

アクション12の事業の内容「監視指導計画」について、平成26年度は88,255件とある。何人で指導するのか分からないが、施設に対してどの程度有効な指導ができるのか。事業者がお互いに勉強しあう愛知食品衛生協会等を積極的に活用して、有効な指導をしてもらうという方法があるのではないか。監視指導を88,000件やればいい、というのではなく、有効な方策を考えていく必要があると考える。

(委員)

愛知県食品衛生協会では、愛知県を24支部にわけている。大体1000人以上の食品衛生指導員は各保健所と生活衛生課の職員と各支部管内を循環し、指導している。

食中毒が発生すると、事業者と消費者の見方が異なる。保険に入っていないと、消費者を救えない。皆様が円満に解決できるよう、保険に入っただき、消費者をカバーできることが理想だと思うが、それぞれに立場があるため、一概にそうとは言わないが、両者を救う方法がないかを検討している。日々、多くの指導員が活動している。

⇒生活衛生課

監視指導件数について、別に、毎年愛知県食品衛生指導計画を策定しており、その結果については、毎年6月ごろに発表している。監視指導件数は、食品営業施設を満遍なく同じように回るのではなく、例えば過去に食中毒を起こした事業者は多く行く、規模や業種について、年1回や2年に1回等区別をつけて、その総件数として、この件数を設定している。毎年、件数としては達成している。

また、アクション9の事業の内容「食品衛生責任者講習会」及び「食品衛生責任者再講習会」については、愛知県食品衛生協会と協力して実施している。また、「食のリスク管理サポート事業」等の事業についても、愛知県食品衛生協会にお願いして事業を行っている。今後も、協力して事業を進めていきたい。

なお、食品衛生監視員は12保健所に73人配置している。また、保健所とは別に、豊山町にある北部市場の中に食品衛生検査所を設置し、そこに7名の食品衛生監視員を配置し、合計80名体制で監視を行っている。

(委員)

アクション7の目標について、新品種を4品種作るとあるが、短時間でも作れるのか。

⇒農業経営課

品種について、現在までに、トマトは、黄化葉巻病に強い品種2品種、稲は、イモチ病に強い品種を1品種、縞葉枯病に強い餅米の品種1品種を現在までに発表できた。

(委員)

栄養教諭について、一般的とはいえないと思うが、人数はどれくらいで、何校に一人くらいなのか。

⇒健康学習課

栄養教諭について、平成26年度現在、名古屋市を含めて全県の小・中学校及び特別支援学校で栄養教諭は201人いる。学校数は1,400校程度であるので、7校に1名程度の配置ということになる。この他に学校栄養職員が222人おり、将来的にはこれを全て栄養教諭にしていくことを考えている。したがって、最終的には、本県の栄養教諭は400人以上という形になると考えている。

(委員)

アクション18の「子どもを対象とした調理コンクールを開催」とあるが、これはどのように開催されて、どのような目的なのか。また、朝食である理由は。

⇒健康学習課

調理コンクールについては、小学5、6年生を対象に、献立を募集し、10名の児童に来てもらい調理もしてもらおうものである。

「早寝・早起き・朝ごはん」ということで、よりよい生活習慣を身に着けさせるため、朝ごはんの欠食率の目標をゼロとしている。これに近づけるためのキャンペーンとして行っている。

(委員)

「学校給食における県内産米飯の実施回数」及び「学校給食における県内産米粉パンの年間活用食数」と記載されているが、これはkgあたりだとどれくらいか。

⇒健康学習課

米飯の実施回数は、平成25年度の調査では週3.59回であるが、精米の使用料は全県の学校給食で約6,130トンとなっている。

米粉パンについては、平成25年度の実績において延べ年間243万食出されており、使用量は約77トンとなっている。

3 報告事項

(1) 愛知県食品衛生条例の一部改正について

資料3により説明。

【質疑応答】

(委員)

2について、「おもちゃ」とあるが、具体的にはどういったものか。

⇒生活衛生課

「おもちゃ」については、乳幼児が容易に口にするもの。例えば、おしゃぶりや玩具といったもの。これらについては、有害物が出てはいけない基準があるため、これらを製造する事業者が届出してもらうというもの。

(2) 食品表示法の施行について

資料4により説明。

【質疑応答】

なし

(3) 愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドラインについて

資料5により説明。

【質疑応答】

(委員)

イノシシ、シカは、E型肝炎ウイルス、サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌それから寄生虫を含んでいる危険性がある。

野生鳥獣肉（ジビエ）を広めるとき、消費者に対してジビエの危険性を十分に説明してほしい。

⇒生活衛生課

生活衛生課としても、家畜とは違い、獣医師によると畜検査、衛生指導がない中での解体ということで、これらジビエの解体が少しでも家畜の解体に近づくよう指導していきたい。また、消費者の皆様にはしっかりと火を通して食べていただくことを周知していきたい

(委員)

「ガイドライン」というものは、強制力があるものなのか。例えば、ガイドラインから外れたら罰則があるのか。

⇒生活衛生課

究極的に言えば、拘束力がない。ただし、我々衛生行政としては、指導が一番であり、ガイドラインに基づき指導していく。そのため、罰則はないが、ガイドラインを守らずに食中毒が発生すれば、罰則や行政処分の対象となる。

(委員)

ジビエは危険と感じる。このため、売っている事業者だけでなく、自家消費も多いと思われるため、そういう自家消費する人に伝えていかないと怖いと感じる。解体する場所に、ガイドラインに記載されている設備があるのか疑問に思う。ジビエは究極の地産地消かもしれないが、それとともにリスクもあると両方伝えていくことが大切だと思う。

(委員)

イノシシに関して、E型肝炎ウイルス等の陽性率が厚生労働省から発表されている。消費者に対して、加熱を十分するように伝えてもらいたい。

以上